

議員提出議案第 2 号

山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

提出者	山陽小野田市議会議員	中 村 博 行
賛成者	山陽小野田市議会議員	宮 本 政 志
賛成者	山陽小野田市議会議員	森 山 喜 久
賛成者	山陽小野田市議会議員	伊 場 勇
賛成者	山陽小野田市議会議員	大 井 淳一朗
賛成者	山陽小野田市議会議員	笹 木 慶 之

山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田市
条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「（3 人以上の議員で組織する団体で議長に届け出たものをいう。
以下同じ。）」を「（以下「会派」という。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の山陽小野田市議会政務活動費の
交付に関する条例の規定は、令和 5 年 9 月 2 1 日から適用する。

議員提出議案第2号参考資料

山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(政務活動費の交付)</p> <p>第2条 市は、市議会における会派<u>(以下「会派」という。)</u>及び会派に属していない議員(以下「無所属議員」という。)に対して、政務活動費を交付する。</p>	<p>(政務活動費の交付)</p> <p>第2条 市は、市議会における会派<u>(3人以上の議員で組織する団体で議長に届け出たものをいう。以下同じ。)</u>及び会派に属していない議員(以下「無所属議員」という。)に対して、政務活動費を交付する。</p>

(改正の理由)

議員提出議案第2号は、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の内容は、山陽小野田市議会における会派の結成要件を変更したことに伴う改正であります。

なお、当該結成要件の変更は令和5年9月21日に行っているため、当該変更日から改正後の規定が適用されるようにしております。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。